

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 2 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（5 名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 6 月 29 日（火）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

< 開会 >

1 補助事業ヒアリング対象抽出とヒアリング項目の整理について

【部会長】

では、外部評価委員会の第3部会を始めたいと思います。

今日の議題は、補助事業です。補助事業のヒアリング対象の抽出とヒアリング項目の整理ということになっているのですが、事務局から、今日の作業、あるいは参照すべき資料とかもご確認いただけますか。

【事務局】

前回は、6月3日に部会の開催がありました。そのときに補助事業の一覧をもとにして、評価対象の抽出とヒアリング項目をどうするかということを確認いただきまして、本日はその対象の決定、あるいはヒアリングの概要をどうしていくかということを確認していただくという予定になっております。

前回ご覧いただきました補助事業の一覧のところ、例えば監査委員の意見として、経費の規定が不明確と指摘されているようなものがございますけれども、そういうものについて要綱をご覧いただいでご検討いただくとか、参照していただければと思います。

【部会長】

補助事業は初めてなので、ちょっと取っかかりがよくわからないのだけれども、事業という意味では去年までやっていたことと一緒にありますので、とにかく議論してみましようか。

まずは、委員から問題提起をお願いできますでしょうか。

【委員】

補助事業についてヒアリングしたい項目として、1から5まで挙げてみました。

「協働推進事業助成」は、数年前からやっていて、これは外部委員が審査をしているものですから、深く議論として差し込んでいく意識は必ずしもないのですけれども、協働の事業において想定外の事故というものが起きた事例がありました。それは今後も起こり得ることであり、その場合の責任の所在があいまいだということの問題提起があります。

【委員】

事例はこの助成事業ではないのですけれども、そういうことが起こってはいけないという意味での共通認識かもしれませんね。

【委員】

次は、公衆浴場に関する各種の助成の問題です。3種類あり、1つは設備費助成、改築改修費助成、資金の貸付及び利子補給というふうに、事業が補助事業として分かれています。それぞれ切り離す意味がどれだけあるのか、疑問があります。

それと、もう1つ、公衆浴場そのものについて、現在32軒あるのだそうですけれども、この文章の中では、あたかもこの32軒を1軒たりとも減らしてはいけないみたいな書き方をしており、公衆浴場が区民の健康増進の役割を果たしているというような定義になっています。けれども、どこまでそれが区民のコンセンサスを得られるものなのか、あるいはどういう議論をしてこういう補助事業の決定がされているのか、きちんと説明を聞かせてもらいたいということなのです。

3番めは、「地場産業団体の展示会等支援」、「ものづくり産業支援事業助成」。地場産業振興というテーマで団体の展示会の運営費の補助をしているということなのです。地場産業の振興支援ということ必ずしも否定するつもりはありませんが、毎年やっているそういったイベントの事業費の負担という形での支援が本当にいいのかどうかということに率直に疑問を感じたということです。印刷事業が新宿の地場産業だというような定義になっていますけれども、あれは大日本印刷があるから、その周辺に関連のものがずっとぶら下がっているというようなことで、同じような事例は、フジテレビだとか日本テレビが新宿区にあったときは、その周辺に映像制作会社が門前市をなすようにずらっとあったものなのです。それが、フジテレビがお台場のほうに行き、日本テレビが新橋のほうに移ってしまうと、彼らはみんなそれにくっついてそっちに行ってしまったと。放送局があったときは、まさに新宿区あのかわいは、映像制作が地場産業であるやの観を呈していたのですよ。

だから、地場産業というのがどこまで、今いっぱいお店があるから地場産業かというあたりも含めて、例えば染色が新宿区にあったということは事実なのでしょうけれども、今、新宿区のそういった伝統産業として継続すべきことであるのかどうか、そういう視点から見ると、そういう何でもイベントにお金を出して支援するということがあるのではないのかという懸念があります。そういうことを、本来あるべき姿なのか、本来はどうしたいのかというあたりも聞いてみられればいかなと思いました。

次は、新たに各種利子補給が新しくいっぱいありましたね。あれを一つずつひも解くと、みんな理由がついてありまして、利子補給ですからそんなに高額であるはずはないのですけれど

も、1件当たり数万円というもの、こういう支援が本当に緊急支援に足り得るのかどうか。もう一つは、情報技術活用にも支援をする。この借入金の融資補給といいますか、支援しているということも含めて、何か今のはやりの言葉で言うと、ばらまき、しかも細かいお金のばらまきをしているという感じが否めない。

商店街、中小企業への補助は、今回は都の補助があるというので評価の対象から外したのもありますけれども、ああいうものもひっくるめた全体像を我々はもうちょっときちんと把握すべきではないかということ、ここで申し上げたいと思います。

最後に、「商店街空き店舗活用支援事業」、これは実績はまだないみたいなのですが、予算はばかにならない金額をつけているということです。地方においては、このことは多分、大変深刻な問題で、行政もほうっておけないということで、いわゆるシャッター通り対策ということは重要な施策だと思うのですが、新宿区が各店舗に、これだけかわるべきものなのかどうかということに疑問を禁じ得ないということです。

新宿の商店街でいえば大久保通りなんかでもそれなりに店の改廃というのは結構頻繁にあって、ただ、空けば次のものがどこか入ってくる。それに対して願わしい店を選ぶというように、それは「商店街が願わしい店はこういう店だ、だからこういう商店街になるために」という、商店街が主体になっていて責任を持って選ぶのはいいけれど、行政がそれにどこまでかわるべきなのかというのは、もっと議論されてしかるべきではないかなと思います。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、他の委員からも、補助事業ヒアリングに当たったの問題に関して披瀝していただきたいと思います。

【委員】

1番目は「地域協働事業への支援」と「まちづくり活動助成」です。これは、いわゆるまちづくり助成というのは各地区協議会当たり200万円ずつで2,000万円というものです。地区協議会が200万円の予算で何をするかという話と、その特別出張所が地域の協働事業に何をするかという。そういう事業を別々にやっている意味があるのか、その辺、統合して効率化を図れないかなということで、特別出張所、どこかにヒアリングしてみたいなということです。

それから2番目は、公衆浴場です。現状の利用状況とその効果というのが、公衆浴場ということでもまとめて全体としてどうなのかなというのを1回お聞きして、本当にこの3つの補助を3本立てでやる必要があるのかどうか、もっとまとめてしまっただけで全体の考え方の中で効率化を図れないのかということです。

それから3番目は、「地場産業団体の展示会等支援」、「ものづくり産業支援事業助成」というもので、ものづくり産業支援の中でも、例えば落合の染色産業のいろんな事業支援をやっているが、別建てで補助をやっているという意味がどこにあるのかというものです。

それから4番目は、利子補給、これが何でこんなに増えたのかとか、1つずつ読んでいくとも

っともな理由なのですけれども、こういう小分けして、しかも、やっているのが産業振興課1課で、多分やっている担当はかなり同じような人がやっている中で、こうやって事業をこんなに分けて意味があるのかなと。もっとまとめて、利子補給の判断基準とかトータルでの判断基準とかというのを聞きたいということです。

それから5番目は、「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」、これはここにあるのがいいのか、何か教育関係だったら違う部会のところへ行くのかなという意味での提起です。

それから商店街関係で都の補助金が2分の1ということで補助事業評価対象からは削られていますけれども、額が結構大きい事業で、これは計画事業のほうで取り上げればいいのではないかというお話に前回なったと思うのですけれども、計画事業でのヒアリングの中には、補助事業もひっくるめた形で入れて欲しいなど。空店舗だけがここに入っているのですけれども、それもひっくるめて商店街の全体像と、こういうことをずっと続けていく意味とか、そういうのをヒアリングしたいということです。

【部会長】

ありがとうございます。

事務局に確認ですけれども、「外国人学校児童生徒保護者」これはどういうふうになっているのか。

【事務局】

対象は、生徒保護者になります。外国人学校というのは、学校教育法に基づく各種学校として認可されている、いわゆる東京朝鮮学園、東京韓国学園、東京中華学校の設置する学校で、小学校、中学校に相当する年齢の児童生徒を教育する学校です。

【部会長】

そういう意味ですね。「外国人学校」ですね。学校教育法に基づいては、日本の普通の小中学校としては認められなくて、学校教育法上は各種学校としての位置づけになっている朝鮮学園学校等々の学校を「外国人学校」という言葉が指していて、まず各種学校という位置づけであるがゆえに様々な補助金等が受けられずに、結構負担が重く、教員の給与も安いというようなことは昔からよく言われていて、それを軽減することがやはり社会的正義にかなうのではないかということでこういう補助金がある、そういう種類のものなのですね。わかりました。

【委員】

この対象、補助の言葉の中には、つまり外国人、韓国人や中国人、その学校に通っている人たちに対する助成なのか、その学校に通っている日本人への助成なのか、その辺は区別があるのですか。ないのですか。

【事務局】

それはちょっと確認してみないと確かではありませんけれども、要綱上は特に国籍を要件にしているようです。

【委員】

補助事業でそれぞれの事業の位置づけを、区としてはどういうふう考えていらっしゃるの

かということを知りたかったのです。

例えば公衆浴場も、内風呂がほとんどあるのだから必要ないではないかというようなご意見もあると思いますけれども、公衆浴場を別の意味で区としては位置づけているのではないかと思うのです。内風呂があるのにわざわざお風呂屋さんに行く人というのを何人も知っていますけれども、公衆浴場というのが一つの触れ合いの場になっている。体を洗うというだけの意味ではなくて別の意味もあって、そういう意味で区のほうは助成しているのではないかなと思ったのですけれども、その辺を確かめたい。それからもう一つは、それぞれの助成の金額ですが、その金額が適当なのかどうか分からないのです。これだけで十分とか、これでは半端な額だとかというようなことが分からない。それから地区協議会への助成について、行く行くは新しい助成の仕方を考えているけれども、それまでは今のままの助成を続けていくというような文章がどこかにあったと思うのですが、今後、地区協議会などに対してどういう支援を区としては考えていらっしゃるのかということを知りたかったのです。

やたらにお金を与えればいいという問題ではないと思うのです。その支援というのは、逆に助成金を与え過ぎることによって住民の自治の意識を摘んでしまうということもあるのではないか。住民が工夫したり、それを乗り越えたりしていきながら、自治の意識が高まっていくのではないかと思うのです。

それから、区としても、何でも欲しがるとまにどんどん与えられるというような財政状況ではなくなってきていると思います。もうじき借金と貯金がとんとんになってしまって、借金のほうが増えていくという可能性があります。そういう中で、そういうような形で助成していくのがいいのかどうかと思ったものですから、そのあたりを区に確かめたかったわけです。

【部会長】

今ちょっとまとめようとしたのですけれども、最初の地域協働に関する補助金が3つあるのですかね。これにつきましては、今3人の委員からおのおのご発言がありまして、やはり助成の基本的考え方ですね。特別出張所が所管している地域協働事業と、それから生涯学習コミュニティ課が所管しているまちづくり活動助成との関係とは別建てにしている意味合いとか、そういったことについて区の説明を求めたいというようなことで、これは計画事業と一体的にヒアリングすべきものかもしれないですね。

それから、公衆浴場につきましても、その社会的機能についての区の見解をただしたいというような問題、関心であったかなというふうに思います。

【委員】

融資資金等貸付というのは、これだけ項目があると、純粹に「なぜ？」というふうに思うわけですが、結局はこういう枠組みとして融資の枠組みがあるのかなと。それに対応して、利子の問題も分けていることなのかなとはちょっと思いましたが、その辺はヒアリングでお聞きして、これだけ個別の枠組みの必要性というのは、ちょっと勉強不足でもありますけれども、理解させていただきたいと思っています。

【部会長】

地域協働関係について我々が抱いている問題、関心という論点と、それから公衆浴場の社会的機能ということについて区の見解をただしたいと。それに基づいて、この補助金のシステムが適切なのかどうかということについて我々が考えたいという、以上2つのことを整理したわけですが、さらに恐らく3番目として、地場産業、そもそも地場産業とは新宿において何なのかと。

新宿の場合は、委員のご指摘によりますと、親産業みたいなものがある、それに周りを取り囲んで中小企業がたまたま立地していたにすぎないのであって、そういう構造がなくなってしまったものについて、そして既に親がどこかへ行ってしまったために、地元の中小もどこかへ行ってしまっているというようなものを地場産業と呼ぶのが適切なのかということから始まって、それからその地場産業に補助メニューが複数あることにどういう意味があるのかとか、それから利子補給という手法はどういう意味があるのかということ、必ずしも市民は、こういうことについての専門家ではございませんので、これについて市民として納得のいく説明をいただきたいということです。一連の地場産業支援についての疑問があるので、これについてさらに資料を我々も勉強した結果、なお残る疑問についてヒアリングをしてみたい、こういうご意見が第3番目の問題、関心としてあったかと思えます。

それから、第4番目の問題群として、空き店舗活用事業、これはちょっとやや特化されていますけれども、空き店舗などというものが新宿の商店街でそんなに出てくるのかということで、その後のご意見を聞きながら、私は空き店舗活用の事例がどうなのかとか考え方がどうなのかというのを、ちょっと資料をあけて見ようかなとしていたのですけれども、これも実態がどうなのか、聞いてみると、割と一目瞭然なのかもわかりませんよね。委員から問題提起がありましたし、第4番目のヒアリング項目として関心がありますということでもあります。

それから、5番目の問題群といたしまして、これは都の事業、都と共同して補助しているという項目があって、恐らく計画事業のヒアリングと一体化して聞いてみるということになるかと思いますが、商店会、あるいは商店街に対する支援というものの考え方です。それについて、市民として納得できる説明を聞きたいということがあったかと思えます。

それから、6番目の論点として、外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金について取り上げたいと。これは、でも、委員がおっしゃったのは、主としてここではないのではないかと、うご疑問でしたね。

【委員】

内容的に教育関係ではないかと。

【部会長】

これは難しい問題なのでしょうね。確かに、各種学校という位置づけがあるわけだから、教育委員会ではないのかという気もするけれども、かなり社会的正義という「社会的正義」という言葉はあまり日本ではなじみがありませんけれども、ドイツ流に言うと「社会的正義」というのですけれども、そういう観点から文化観光国際課がやっているということなのかもしれないですね。だから、管轄がどうなのかということだけだと、ちょっとヒアリングする

だけの動機に乏しいかもわからないですけども、やはりこれは非常に関心がありますし、また新宿という区の特性からしても、区民として関心を持つべきところではないかなと。これについて、補助金の適切性という観点から区民として関心を持つというのは大変いいことではなからうかと思っております。

以上、4人の委員から言われたことと、一応6つの問題群に整理してみたわけですけども、さらに今、出なかったことで、この間の会議で我々のほうに振り向けられました納税貯蓄組合連合会の事業助成というのは、今、特にヒアリング対象としては出なかったことであり、あとはいくつかもとも第3部会に割り当てられていた事業で今のご発言の中には出てこなかったこともありますね。これは、今、出なかった、私がとりあえず6つに整理した問題群の中から漏れていることについて、やはり市民として関心があるということであれば、ヒアリング対象に一応入れてしまうと。そうすると、結局全部やりましようみたいな話になるわけなんですけれども、そうするかどうかですね。

今度は、どういう観点でそれを取り上げるのかということも、もう少しここで議論したほうがいいと思います。

例えば、公衆浴場については社会的といいましたが、果たしている社会的機能に着目してヒアリングしたいのだとか、そういったことを、ヒアリングを受けてくださる担当課に伝えねばならないと思いますので、その議論をもう少しさせていただきたいと思います。

この後、第一に、ヒアリング対象を今出ている6つに絞るか、それともほかのことも全部やってしまうという考えかという、ヒアリング対象に関する決定をひとつしていただきたいと。これが、今後の第1の議論です。

それが終わりましたら、次にヒアリング対象それぞれについて、どういう問題、関心のもとに担当課にヒアリングのお願いをするのかということについて、もう少し突っ込んだ議論をしていただきたいと思います。

では、まずヒアリング対象ですけども、どうしましょうか。今、一連、皆さんが関心を示されたことに絞ってやるか、それとも残りのものもやっしまえというふうに……。

【委員】

残ったというのは、「消費者活動事業助成」、「ミニ博物館運営事業助成」、あと「納税貯蓄組合連合会への事業助成」です。

【部会長】

納税組合というのは、地方に行けば結構重要なコミュニティ組織だと思うんですけども、区の単独補助事業なのでから国の補助金が来ているということはないわけですか。

【事務局】

この事業は、純粋に区の単独補助ということで上がってきています。

【部会長】

例えば別途ありながら、追加的というか補助的に区がやっているというような構造なのではないのか。そういう構造というのが、やはり区民としてはわからないわけですよ。今、整理

していただいたように、この納税組合の件と、あと消費者活動事業助成というのと、それからミニ博物館運営事業助成という、この3つが今、除外された状態になっていますので、それもやっつけてしまえというふうにするか、それともそれは外して考えるかということですね。

それでも、今、外されているうちの消費者活動事業助成のほうは産業振興課ですか。それから、ミニ博物館運営事業助成というのは文化観光国際課なので、いずれ我々が望んでいるヒアリング対象の所管課に含まれているのですね。唯一、納税組合は税務課ですので、ここで外してしまうとすれば全然聞くチャンスがないということでもあります。これはどうでしょうか。全部やりますか。

【委員】

時間が許すのであれば、本来ちゃんとヒアリングをしたほうがいいのだろうなと思います。

【部会長】

多分、要領よくやれば、消費者活動事業助成とミニ博物館運営事業助成は計画事業のヒアリングで所管課がいずれ来ますので、そこでも聞けると思うのですが、唯一、税務課ですよ。税務課をお呼びしてヒアリングをさせていただくかどうかということではないかと思うのですが、納税貯蓄組合のご説明をいただいた上で、なぜ新宿区は独自にこういう補助メニューを持っているかということを知りたいということは、そんなに大きな時間の負担でもないのかなと思うのですが、そうだとすれば全部やりますか。

【委員】

ヒアリングしたほうがよろしいのではないかと。

【部会長】

では全部やりましょうということであればそうでしょうか。それが本来の方針であったかとも思いますので。

では、そのようにいたしたいと思います。

恐らく、そうしますと税務課のほか、地域調整課、特別出張所、生涯学習コミュニティ課、それから産業振興課、文化観光国際課、こういった課の担当者の方においでいただいて、順次ご説明を伺い、質疑にに応じていただくということになるかと思えます。

それでは、ヒアリング対象は一応決めましたので、あとはヒアリングしたい論点ですね。我々として、とりあえず資料をざっと見た限り、区民として、区民の目線で見るとこういう点が納得できないとか、こういう点が疑問であるとか、そういうことをもうちょっとここで知恵出しをしておきたいということでもあります。

所管課に、全般的なご説明を簡単にいただいた上で、我々の疑問に答えるような説明を重点的に行っていただいて、それで我々が質問を渡すというイメージで、そういう観点から所管課にぜひ伝えておきたい我々の疑問や問題、関心を少し出していただくということであると思えます。

地域協働に関連する質問、疑問については、地域調整課と生涯学習コミュニティ課と特別出張所それぞれが所管していて、我々としてはこの3つになぜ分かれているのかということ自体

が大きな関心なのですよ。だから、どういうヒアリングをしたらいいのか。まとめて来ていただくということでしょうか。

この点についてもうちょっと深めたご意見があれば。

【委員】

私もこういう助成、何で分かれているかというところに関しては、対象が地域の中ではかぶっているかもしれないけれども、単団体で動いているからそれが複数の協議会の形で動いているかというような違いになってくるものではないかと感じていまして、特にスタート時期の違いなんかもあると、それはそれなりの必要性があって、こういう事業があったのではないかなとは思っていますし、特にまちづくり活動助成、地区協議会に1地区いくらみたいな、最初の段階は均等割だったような気がするのですが、地区協議会へのこの補助の仕方というところが、私は一番関心があるところです。

地域協働事業は、これはかなり小さな全体がいろいろ手を挙げていて、それなりに団体として地域で一生懸命やっていたらっしゃるという感じはするのですが。

【部会長】

そこは、別に立てていることについてはそれなりに理解できるところがある。確かに小さい団体に対する小さい補助金というのは、もらってありがたい、受けているほうはありがたいでしょうね。

【委員】

ただ、これは浸透していろいろな団体から手が挙がっているのか、何か毎年決まった団体しか知らずに使っているのかということは、ちょっと問題なのかもしれません。

【部会長】

情報が周知されているかということですかね。

【委員】

区のお知らせには、「こういう助成金があります」と載っていますけれども、それにぼんと手を挙げられる団体は少ないと思います。

【委員】

協働推進事業がいわゆるNPOで、最大50万円とか何かをやっていた。

それと地域協働事業とは何が違うのかというのがつかめない。

【委員】

地域協働事業は、NPO団体にはなっていない。

【委員】

協働提案事業は区と一緒にやる協働なのだけれども、協働推進事業は「協働」という名前がついているけれども別に協働じゃなくて、NPOに補助金を出すという意味では、何も協働していないで、NPOにお金を渡してやってもらいましょうとか、それだけの話なのか。どういう区分でこういうふうに分けているのかが、ちょっとよくわかりにくい。

まちづくり活動助成は、完全に地区協議会が200万円なら200万円をもらって、まちの清掃、

冊子をつくる等何かそういうことにお金を使っているのですけれども、各地区協議会によって使い方が全部違うのですよね。3年目ぐらいですか、これは。出したはいいが、実際にちゃんと区が意図していることと使っているほうの意図していることが合致しているのかどうかとか、そういうことは聞きたいなど。

【部会長】

それぞれ3つの制度趣旨の違いはそれなりにわかるけれども、ちょっとその仕分けの理屈について、一応、説明をきちんと聞いた上で、まず地域協働事業は特別出張所が所管している比較的小規模な活動への助成で、これについては十分に情報が行き渡って、ニーズのある団体からの応募、ニーズのある団体が応募するという状況になっているかどうかということ聞いていきたいというのが1つ。

それから、地区協議会に一律200万円を上限とする交付金が保証されているという地域支援のあり方が適切なのかということ、我々としては問題、関心してみたいということですね。

ちなみに、こういう地区協議会のような新しいコミュニティ組織に対して一律の交付金を渡して、使い方はそれぞれ決めてもらうというのは、かなり全国的に行われているわけなのですが、やはり新宿は、全国的にやっているからそれでいいというわけではなくて、新宿の地域事情に合っているかということ、やはり議論しなければならないと思います。

それから、もう一つの比較的大きなNPOへの活動助成のようだけれども、協働推進事業助成という、これについては何か特にこういう点をということはありますか。新宿区で活動しているNPOなのですか。

【委員】

そうです。それで、50万円を上限として、これは300万ですから毎年6団体ぐらい。実際に応募してくるのは15とか、かなり応募してくるのですよね。その中から5、6団体選んで、50万円の上限で支給していく。

あと、新しいNPOを育てなければいけないという意味合いも含めているので、今年からちょっと変えたのは、普通は経費の半分までが上限ということですが、新しいところにはまだお金がないので3分の2ぐらいまでを上限として、それから期限も3年ぐらいまで延ばそうとか、単年度なのだけれども、そういう考慮をしようとか、古い団体が毎年同じお金を繰り返しもらっていくというようなことは例えいい事業でもだめですよとか、そういうような決まりはつくりました。そういう助成の仕方はしていると。

【部会長】

それでは、今、協働に関する3つの事業について、我々の問題、関心を出したわけですが、最初に委員がおっしゃった協働におけるリスクという問題、これも我々として共有された関心ということでいいでしょうか。

【委員】

協働推進事業に関しては、応募したNPO法人の中から絞って交付しているという話ですね。それを絞る役割というのが、新宿区協働支援会議という外部の審査委員会だと書いてあります。

そのNPOを選んだ委員が、その報告についての審査を今はしていないのです。その活動報告については区がやっているということになっているから、選んだところがその報告もあわせて聞く仕組みになったらどうですかということなのですが、ここでのヒアリングに、新宿区協働支援会議の構成員の方々のだなたかから聞くのが、これに関しては一番よくわかるのです。

【部会長】

協働支援会議のメンバーからごヒアリングするという事は、どうなのでしょう。

【事務局】

附属機関が外部の方、特に審査機能を担っている方を直接ヒアリングするというのは、一般的には、ないですね。事務局を呼んで事務局に質問するというのは当然ありますけれども。

【部会長】

懇談みたいな形でやるというのがとりあえずいいか。割と異例なことではありますよね。

【委員】

一番わかるかと思ったのですが、異例を推してぜひというほどの話ではありません。

【委員】

これは、地域調整課の人は課長以下3人ぐらい出ていますから、地域調整課の課長に聞けば、内容はわかります。

【部会長】

最初に問題提起してくださった協働におけるリスクという問題を一つの論点として所管課にお伝えいただいているといいですね。不測の事態が起きたときのリスクをどっちが負うかということについて、当然お考えのはずなので、これについてご説明をしていただくということをお願いしたいと思います。

では、順番に行きましょうか。公衆浴場の社会的機能について区の見解を承りたいというのが、私たちの一応大まかな問題、関心だとまとめられると思いますけれども、公衆浴場の問題について、さらに今まで出ていなかったことをご発言をいただければ整理がしやすいと思いますので、公衆浴場についてはいかがですか。

【委員】

公衆浴場の数の変遷というデータを、参考資料として出していただけないかということです。

【部会長】

それは、所管課にあるのでは。持っているか、簡単にらせる可能性があるでしょうね。公衆浴場数の変遷に関するデータが欲しいと。

【委員】

要するに、何か現況をもうちょっと、どんな分布になっているのか、現況の利用状況、何人ぐらい入っているのか、どういう人たちが使っていて、それが社会的にどう結果として機能するのか、そういうところを知りたいと思います。

【部会長】

まさに政策形成のもとになっている現況のデータですね。

公衆浴場というのは固定資本がでかいのです。だから経営のフレキシビリティがない。しかし、顧客は限られているわけで、そんなにもうからないという、非常に特殊な業態を持っているということを私たちは教えられました。

それについて、社会的ニーズが乏しいにもかかわらず、補助メニューを維持しているのではないかという疑念に対して、ちゃんと答えられるだけのデータがやはり見たいわけですね。何か、既存業者の所得権益の保全になっているのではないかという疑問を区民が持ったときに、いや、そうではなくて、こういうデータがあって、やはり社会的機能が果たされているので、公衆浴場を政策的に維持したいのですということを積極的に我々に伝わるような説明を聞いたわけですね。それがやはりこれに対しての問題、関心ではないのかなと思うのです。

【委員】

地域の広報紙でお風呂屋さんを取材したことがありますが、やはり、非常に固定資産だったか何かがかかるので、お風呂屋さんを維持していくよりは、その敷地にマンションを建てたほうがずっと得になるということで、お風呂屋さんがどんどん減っていくと。その対策として、お風呂さんは普通の入浴だけではなくて、ジェット式とかいろいろな浴槽があって、それを楽しめるような工夫をしているとか、それからそこに集まる人たちのグループができて、例えばお父さんたちの何とかグループみたいなものが育ってきているとか、そういう話も聞いたことがあります。

ですから、そういう意味で、入浴だけというのはまた違う意味、存在意義があるのかなというふうに思います。

お風呂そのものは内風呂がほとんどですから、お風呂屋さんに行かなくても済むという人はたくさんあるのですけれども、コミュニティづくりというか、そういう意味で、一つ存在意義があるのだらうと思います。

【部会長】

その辺についてのご説明をきちんとうかがえれば、納得できるのではないかということですね。

地域調整課は、さっきの協働の関係でもお話しいただく部分と、私どもとしては多分そういうことで補助金の基本的な正当性はあるのではないかと考えているけれども、具体的なデータも含めたご説明を承りたいということです。

【委員】

もう一つ、データとして聞いておきたいのは、ことぶき館というのが、全部お風呂があって、地域の人たちがコミュニティということでお風呂に入りに行く意義があるのだと言われたことを思い出します。公衆浴場の他に、そういういわゆる入浴場、新宿区の清風苑、あそこにもお風呂があって、お風呂に入りに行って、カラオケを歌ってという施設があるのは知っています。一方ではそういうものがあって、公衆浴場もまた必要だというなら、そういうものはどういふところにどのくらいあるのか、もう一つ、65歳以上の人たちに入浴券というのを配っているのです。それはどのくらい発行してどのくらい使われているのかということも、資料要求をして

おいていただければと思うのです。

お風呂屋さんというのは大変な敷地があって、やめると決めればそれなりにかなりの資産家なのですね。だから、そういうところに助成をしてやめさせないとするのも、やはり区民の理解がそれなりに必要なことだと思います。

そういう意味で、そういった周辺のデータも添えて話を聞きたいと思います。

【部会長】

今おっしゃったことぶき館のような施設は、多分、いわゆる老人福祉施設だと思います。

この論点が公衆浴場についてあるのではないかというご指摘と、それから入浴券についてということで、その実態について知りたいというご意見でした。公衆浴場について、大体そんなことでよろしいでしょうか。

次に地場産業支援ですけれども、特に補助メニューが複数あってわかりにくいということと、それから利子補給という手法の考え方が区民としてはよくわからないということを中心に整理しましたが、他にこれについてご発言がありましたらぜひお願いします。

【委員】

この補助事業一覧の中では、「地場産業団体の展示会支援」の21年監査意見のところに、「経理規程不明確」と書かれていますよね。これに関して、私たちはどのようなアプローチで確認をすればよろしいのでしょうか。

【部会長】

これは経理規程を見ることが必要ですね。新宿区地場産業振興資金融資要綱というものがありますが、これなどを見てもどこが不明確か、普通の区民には分からないのではないかと。自分もちょっと見ただけでは分かりませんが。

「そういうふうに言われたらしいけれども、どうしたのですか」と聞くしかないですかね。

【事務局】

そうですね。これは、行政監査の経費規程が要綱上、明確にされていないという指摘を受けています。今回提出された要綱は平成21年7月1日から適用ということになっていますので、行政監査の指摘を受けて、これをどう見直しているのかという意味で確認をしていただいたほうがよろしいかと思います。

【部会長】

これはそうですね。

空き店舗活用事業、これもさっき全部を対象にすると言いましたので、空き店舗活用事業も対象になるかと思うのだけれどもこれについて、別な観点、ヒアリングに当たったの問題、関心がもしありましたらお願いします。

いずれこれは補助金がなくなるわけですね。なくなった暁に、空き店舗活用事業を活用して入居した事業が存続するのかどうかという、その見通しをぜひ聞きたいなというふうに思います。補助したものが、その後も続いていくという形で生かされるかどうかということ、ぜひ聞いてみたいと思います。

【委員】

地域の商店会としては願わしくない、来てほしくないようなお店を排除するためにお店を選ぶということまではあり得るし、あるいは、やっているのではないかと思います。問題は面白いお店だったのが、それは必ずしも定着、自立していく保証がない。そこに行政の役割というのは何なのだろうか、どういう理念でこれに関ろうとしているのか。関る以上、当然リスクがあるわけです。行政が支援していたけれども、すぐだめになったということを繰り返しているのかという問題があるような気がするのです。どこまでこういうことに行政が関るべきなのかというあたりの議論が、どの程度行われたのか、どこでどういうふうに行われたのかということも聞きたいと思います。

【委員】

私の地域は病院とか福祉施設が多いところなのです。そうしますと、薬局がどんどん伸びてきて、そこに大型量販店も出てきて、一般の商店はだんだんと元気がなくなってきて、シャッターが少し目立ち始めているのです。それをどういうふうにしたらもっと活性化できるのかなということに関心があります。

空き店舗を非常にうまく使っている例として早稲田の商店街があります。あそこでは、空き店舗を例えばNPOか、そういう人たちが活用しているのです。それにどういう形で行政が関わっているのか、支援しているのかということを知りたいと思います。資金を出しているのか、場を提供しているのか、それ以外の援助をしているのか、そのあたりを聞きたいと思います。

【委員】

まさしく新宿区内でも、やはり衰退していく商店街というのはあると思います。そういうところの中で新たな形での事業が展開されて、それが地域的な盛り上がり、活性化につながるということを意図しているものだとイメージしていました。

実際に、ここにある資料はふるさと物産館みたいなものですが、それが地域へどう波及しているかということが、一番効果として問題なのではないかとは思いますが、そのお店だけ流行って経営者がもうかるという段階に留まらず、そこが利用されて地域の人たちの交流の場になるみたいなのところまでどのようにつながっていくのかということに、関心があります。

【部会長】

そうですね。

空き店舗活用事業というのは、普通は衰退している商店街を何とかしようという事業だと思います。ともかくシャッターが閉まっているところに、何か補助金を入れてあけてもらう、そういうニーズも新宿にあるだろうと想像しますが、他方で、新宿は商業的には非常に活気のある地域なので、ほうっておいてもどんどんシャッターがあいていくという状況にある商店街も結構たくさんある。そういうところについても空き店舗活用事業という政策を打つことが、商店街の業態とか性格とかについての行政コントロールという意味合いを持つのではないかと。そこに節度というものがあってしかるべきではないかということですね。

また、業態が偏ってきているところを住民のニーズに合わせるようなコントロール策として

空き店舗活用というのが考えられるのかどうかですね。地域の特性によって、地域住民に必要とされる一般のお店なんかが減っていくというようなことを行政としてどう考えるかという、ちょっと新宿ならではみたいなどころがあるという気がいたしました。

一方、衰退している商店街はどうするのかという割と普遍的な問題と、衰退していないけれども、行政として空き店舗活用という形で商店街のあり方に、コントロールまでいかないと思うのだけれども何らかの影響を与えるというときに、基本的な考え方が何なのかということを知りたいというところがあると思います。

【委員】

あと、商店街の活性化支援とどう連携していくかというのが一つの問題点ですね。商店街の全体像をどうしたいのかというのは、計画事業でかなりの金をつぎ込んでやっていっているわけですね。そういう中で空き店舗活用というのが、今年初めて1,000万円弱ぐらいの予算、決算が出たわけだけれども、全体像の中で空き店舗活用をどう考えているのかということで、やはり計画事業も一緒にヒアリングしたほうがいいのかと思います。

【部会長】

「新宿区商店会連合会への事業助成」というのがありますので、商店街、商店会に支援するという点についての基本的な考えを聞いてみるということでやったらいいと思います。

あとは、まだ十分議論していないものとして、外国人学校と納税組合、ミニ博物館等がありますが、これは資料を見て勉強してきた上で概括的な説明をいただいて質疑するという点に基本的にはなろうかと思えます。この点は、ぜひこの場ということがありましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。何かありますか。

【委員】

ミニ博物館については、新宿区としてとてもいいことをしているという評価をしているのです。全体で予算として350万円程度なので、どの程度の効果があるのかわからないのですけれども、こういうものの助成というのは、きちんと管理して、またそれを公開するという環境、それを整えるということに行政が支援するということは、願わしいことだと思っています。だから、この程度の助成で、逆に言えば役に立っているのかどうかという関心を持っています。

【部会長】

ヒアリングの来ていただいてエールを送るというふうにしてもいいかもしれないですね。

他にありますか。では、これで大体整理されたものとしてまとめていただいて、所管課にお伝えいただきたいと思えます。

では、ありがとうございました。終了いたします。

< 閉会 >